様式第１－１号

整理番号	5-1

支 出 証 拠 書

4/26　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	令和６年５月分　事務所賃借料及び送金手数料		
年　月　日	令和６年４月26　日～令和　年　月　日	金　　額	50,220　円

目　的	政務活動を行うための事務所の賃借
使　途	５月分賃借料
政務活動・県政との関連性	―――――――――

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
06-04-26	23003	通帳送金
記　　号		番　　号
*****		[redacted]
取扱番号	お取引金額	
N067	*100,000	
[redacted]	残高	
	[redacted]	

清水銀行
藤枝駅西支店
普通　2215815
カ）マルトシアオキ

送金料金　*440円
振込予定日 06-04-26
サノ　アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆ う ち ょ 銀 行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	100，440 円	1／2 %	50，220 円

様式第１－１号

整理番号	5－2

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	自動車リース料（令和６年５月分）		
年　月　日	令和６年５月７日～令和　　年　　月　　日	金　　額	6,840　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

*月額リース料金（32,655 円）から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額（13,681 円に 1/2 を乗じた額）6,840 円を充当する

計算根拠は令和６年４月支出証拠書を参照のこと（**6年　4月　整理番号　4－3　参照**）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	13,681 円	1／2 %	6,840 円

画面ID：BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

05月21日 14時16分時点

照会条件を変更する

（全2件） **並べ替え：** 番号 | 日付　摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
001	2024年05月07日分	出金	32,655円			ﾎﾝﾀﾞﾌｧｲﾅﾝｽ

05月21日 06時00分時点

前ページ　1　次ページ

ダウンロード　（CSVファイルでダウンロード）

トップページへ

様式第１－１号

整理番号	5-3

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費（事務所費）・人件費		
内　　容	事務所上下水道料金（令和６年５月請求分）		
年 月 日	令和６年５月７日～令和　　年　　月　　日	金　　額	2,442　円

目 的	――――
使 途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

6-05-07　(ﾌｼﾞｴﾀﾞｽｲﾄﾞｳ)　水道　2,684
6-05-07　(ﾌｼﾞｴﾀﾞｹﾞｽｲ)　水道　2,200

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	4,884 円	1／2 %	2,442 円

上下水道使用量のお知らせ

藤枝市水道事業 登録番号 T3800020005663

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
[redacted]			020 mm

使用者氏名

ふじのくに県民クラブ　藤枝　佐野　愛子事務所　様

令和 6年 4月分　　発行日　令和 6年 4月22日

使用期間　令和 6年 2月 2日から令和 6年 4月 2日まで

今回指針	56
前回指針（－）	54
旧メータ使用水量（+）	m³
使用水量	2 m³

参考までに、前年同月の使用水量は　5 m³でした。

上水道料金		2,684 円
税率（内消費税）	10 %(	244 円)
下水道使用料		2,200 円
税率（内消費税）	10 %(	200 円)
請求予定金額		4,884 円

(税込み)

次回口座振替日　令和 6年 5月 7日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。
本票は請求書ではありません。

様式第１－１号

整理番号	5－4

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	ＪＲ東海ユニオン　現地（近鉄鹿踏切）視察　（三重県）		
年　月　日	令和６年５月８日～令和　年　月　日	金　　額	16,300　円

目　的	近畿日本鉄道㈱関係個所の視察
使　途	旅費及び駐車料
政務活動・県政との関連性	聴取内容を本会議・委員会での提案にいかす。

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	16,300　円	100%	16,300　円

近鉄名古屋 ⟷ 伊賀中川

領収書

No. 29222376

Receipt　自署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

領収年月日　２０２４．　５．　８
決済区分　　現金
金　額　￥２，２９０－
(10%対象¥2,082-　　)消費税¥208-
(8%対象¥0-　　)消費税¥0-
購入商品　乗車券等 Tickets
近畿日本鉄道株式会社
(T5120001183629)
24- 5- 8 15:32:51 伊勢中川292

印紙税申告納付につき天王寺税務署承認済

領収書

No. 14734720

Receipt　自署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

領収年月日　２０２４．　５．　８
決済区分　　ＩＣ
金　額　￥２，２９０－
(10%対象¥2,082-　　)消費税¥208-
(8%対象¥0-　　)消費税¥0-
購入商品　乗車券等 Tickets
近畿日本鉄道株式会社
(T5120001183629)
24- 5- 8 11:07:49 名古屋147

印紙税申告納付につき天王寺税務署承認済

領　収　書

Ｒｅｃｅｉｐｔ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様
領収年月日　2024.-5.-8　登録番号：T3180001031569
金　額　￥11，220（消費税等込み）　税10%

〔クレジット扱い〕
購入商品　ＪＲ乗車券類
（40228　4枚）
東海旅客鉄道株式会社
藤枝駅－ＭＶ発行　50229-01

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

藤枝 ⟷ 名古屋

オーレ藤枝

第５パーキング

領収証
有限会社新日邦
登録番号T9-0800-0201-8306

精算機 #01　A 精算No.000725
発券機 #01　発券No.071607
入庫時刻　2024年 5月 8日(水) 09:30
出庫時刻　2024年 5月 8日(水) 19:52
駐車時間　10:22
駐車料金　A料金　500円

合　計　500円
現金領収額　500円
お預り　500円
お釣り　0円
上記合計金額は消費税率10％対象です。
またのご利用をお待ちしております。

様式第２号

県　外　調　査　概　要　書

２０２４年　５月　８日

会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

目　　的	近鉄鹿踏切視察
年　月　日	R6年5月8日
場　　所	近畿日本鉄道株式会社　関係個所
内　　容	1　行程（別紙） 藤枝―掛川―名古屋―伊勢中川　（近鉄関係者との獣害対策について意見交換）― 泉青山　（現地視察）― 伊勢中川ー名古屋ー掛川ー藤枝 2　応対者 ・JR東海ユニオン [redacted] ・近鉄ユニオン　別紙 3　聴取内容 ・近鉄管内での鹿接触事故の実態 ・鹿接触事故対策と現在の状況について ・実際の鹿踏切の視察、現状確認 ・鹿踏切システムの設備について 4　県政への反映 ・会派本会議質問の項目として県政への提案をする・ ・鹿踏切システムについての調査を進め導入の可能性を吟味する。 ・公共交通の課題について公的支援の在り方を研究する。 ・鳥獣害対策の一環として産業分野との連携を図ることを推進する。

＊本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

No.

KINTETSU RAILWAY

鉄道本部
名古屋統括部　施設部
電気課　中川信通区
区長

[redacted]

近畿日本鉄道株式会社
〒515-2321　三重県松阪市嬉野中川町749
TEL.0598-42-1531　FAX.0598-42-2271
[redacted]

あをによし

KINTETSU RAILWAY

鉄道本部
名古屋統括部　施設部
電気課
係長

[redacted]

近畿日本鉄道株式会社
〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1丁目16-11
TEL.059-354-7017　FAX.059-354-7025
[redacted]

OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO 2025

KINTETSU RAILWAY

鉄道本部
名古屋統括部　施設部
電気課　中川信通区
助役

[redacted]

近畿日本鉄道株式会社
〒515-2321　三重県松阪市嬉野中川町749
TEL.0598-42-1531　FAX.0598-42-2271
[redacted]

HINOTORI

KINTETSU RAILWAY

鉄道本部
名古屋統括部　施設部
電気課
課長補佐

[redacted]

近畿日本鉄道株式会社
〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1丁目16-11
TEL.059-354-7017　FAX.059-354-7025
[redacted]

OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO 2025

PRU 近畿日本鉄道労働組合

執行委員

名古屋支部
支部長

[redacted]

〒510−0075
三重県四日市市安島1丁目1番56号
TEL 059−352−5537
FAX 059−352−5537
[redacted]

PRU 近畿日本鉄道労働組合

執行委員

名古屋支部
書記長

[redacted]

〒510−0075
三重県四日市市安島1丁目1番56号
TEL 059−352−5537
FAX 059−352−5537
[redacted]

PRU 近畿日本鉄道労働組合

執行委員

教育宣伝部長
青年女性対策部長

[redacted]

〒543−0001
大阪市天王寺区上本町7丁目2番21号
TEL 06−6771−0241
FAX 06−6771−0964
[redacted]

PRU 近畿日本鉄道労働組合

副執行委員長
関連対策部長
人権・同和教育推進部長

[redacted]

〒543−0001
大阪市天王寺区上本町7丁目2番21号
TEL 06−6771−0241
FAX 06−6771−0964
[redacted]

様式第１－１号

整理番号	5－5

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	事務所ファックス通信料		
年　月　日	令和6年5月10日～令和　　年　　月　　日	金　　額	3,186　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

6-05-10　　（ＮＴＴ）　　電話　　6,373

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で使用のため	6,373　円	1／2 %	3,186　円

口座振替のご案内（西日本ご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
054-646-1222	2024年 4月ご請求分	2024年 5月10日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6，373円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等領収証（西日本ご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)　054－646－1222

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
ふじのくに県議団　藤枝　佐野愛子事務所　様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.（2024年 4月25日発行）

2024年 2月ご請求分	（2024年 3月11日振替）
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6，180円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT	＊＊＊

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南１－２－７０

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
＊＊＊　NTTグループ各社ご請求金額　＊＊＊
NTT西日本分ご請求額　6，373円
（合計）　6，373円　詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

＊＊＊　NTTファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が5，000円未満の場合は翌月に２ヶ月まとめてご請求しております。

＊＊＊NTT西日本からのお知らせ＊＊＊　フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト［http://flets-w.com/wari/］でご確認ください。＊NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

内訳項目　金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆054-646-1222		3月分		
◇NTT西日本ご利用分				
3,131	2,650	回線使用料〈基本料〉（事務用）	2月11日～ 3月10日	合算
	195	ダイヤル通話料	2月11日～ 3月10日。なお前月分は187円でした。	合算
	2	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。	合算
	284	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
3,131	3,131	（小計）		
		4月分		
◇NTT西日本ご利用分				
3,242	2,650	回線使用料〈基本料〉（事務用）	3月11日～ 4月10日	合算
	297	ダイヤル通話料	3月11日～ 4月10日。なお前月分は195円でした。	合算
	1	ユニバーサルサービス料他［日割］		合算
	294	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
3,242	3,242	（小計）		
◇合計				
6,373	6,373	合計	2か月分のご請求額です。	

様式第１－２号

整理番号	5－6

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	（調査研究費）・研修費		
内　　容	令和６年度会費　藤枝市国際友好協会		
年　月　日	令和６年５月11日～令和　年　月　日	金　　額	3,000　円

会の趣旨・目　的	教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流を通じ、友好関係の強化や国際意識を高めることに貢献
会の活動内容等	友好都市などとの文化交流、語学講座や外国料理教室などの開催で理解を深めるなど多岐にわたる活動を展開している
政務活動・県政との関連性	県の国際交流推進への提案に役立てる

≪領収書貼付枠≫

領　収　書

No.　9

佐野　愛子　　様

金　3,000　円也

令和6年度　年会費として正に領収しました

令和 6年 5月 11日

藤枝市国際友好協会

会長　桜井　幹夫

※ 添付書類：団体の会則・（事業概要）・その他（　案内文　）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,000　円	／ 100　％	3,000　円

令和６年 ３月 29 日

藤枝市国際友好協会

会長　桜井 幹夫

会員各位

令和６年度 藤枝市国際友好協会 総会について(ご案内)

陽春の候、ますますご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃より、当協会の活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。新しい年度を迎えますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、表題のとおり令和 6 年度藤枝市国際友好協会の総会を下記の日程で開催します。令和 5 年度の事業報告・会計報告及び令和 6 年度の事業計画・予算等についてご審議していただきます。ご多忙の中とは存じますが、ご出席をお願い致します。

総会終了後には交流会を行います。ご都合がつくようでしたら、是非ご参加ください。

なお、出欠席のご連絡を同封のハガキにて4月 19 日(金)までに、ご返信ください。ご欠席される場合は、委任状にご記入の上、ご返信をお願いいたします。

記

1. 日　時　令和６年５月 11 日(土)10 時 30 分～
2. 会　場　藤枝市文化センター 1 階ホール
3. 議　事　第１号議案 令和５年度事業報告
　第２号議案 令和５年度収支決算報告
　監査報告
　第４号議案 令和６年度事業計画(案)
　第５号議案 令和６年度収支予算(案)

以上

※本件につきましてご質問等ございましたら、下記事務局まで、お問い合わせください。

※令和６年度の年会費の納入をお願い致します。事務局へ直接お持ちいただくか、同封の振込用紙にてお振込みください。(振込手数料は会員様のご負担でお願いします)

年会費　個人:3,000 円　家族:5, 000円　法人・団体:10, 000円

藤枝市国際友好協会事務局

〒426-0034 藤枝市駅前 2-1-5

TEL:054-270-3232

FAX:054-646-3330

藤枝市国際友好協会規約

（名称）
第１条　本会は藤枝市国際友好協会（以下「協会」という。）と称する。
（目的）
第２条　協会は世界の人々と、教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流をとおして友好の絆を強め、市民の国際意識の高揚を図り、世界平和に寄与することを目的とする。
（事業）
第３条　協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
(1)　国際的意識の高揚に関する事項
(2)　姉妹都市提携事業の推進
(3)　教育、文化、産業及び経済等に関する交流
(4)　各種友好親善活動の計画及び実施
(5)　その他必要な事項
（組織）
第４条　協会は第２条の目的に賛同する者、法人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。
（役員）
第５条　協会の役員は、次のとおりとする。
(1)　会長　　１名
(2)　副会長　　２名以内
(3)　常任理事　15名以内
(4)　理事　　35名以内
(5)　会計　　１名
(6)　監事　　２名
2　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
3　役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
4　役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。
（役員の選任）
第６条　理事及び監事は、総会において会員の互選により選任する。
2　会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により選任する。
3　会計は、常任理事の互選により選任する。
4　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
（役員の任務）
第７条　役員の任務は次のとおりとする。
(1)　会長は協会を代表し、会務を総括する。
(2)　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
(3)　常任理事は事業等の企画、運営を行う。
(4)　理事は常任理事を補佐する。
(5)　会計は会計事務を行う。
(6)　監事は協会の会計及び業務の監査を行う。
（役員の解任）
第８条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の３分の２以上の同意により、その役員を解任することができる。
(1)　心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、総会において、弁明の機会を与えなければならない。
（理事会）
第９条　会長、副会長、常任理事、その他の理事をもって理事会を組織する。
2　理事会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、理事会構成員の過半数から請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
3　理事会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他会長が付議した事項について協議し、決定する。
4　理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
5　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
6　理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
（常任理事会）
第10条　会長、副会長、常任理事及び会計をもって、常任理事会を組織する。
2　常任理事会は、会長が必要に応じて招集し、事業の企画、立案及び運営に積極的に参画する。
（専門部会）

第11条　会長は協会の事業を推進するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。
2　専門部会の長は常任理事から、部員は会員の中からそれぞれ会長が任命する。
3　専門部会は部会長が招集する。
（総会）
第12条　総会は年１回、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は会員の３分の１以上から、開催の請求があったときは、臨時に招集することができる。
2　総会は次の事項を処理するものとする。
(1)　事業計画及び予算に関すること。
(2)　事業報告及び決算に関すること。
(3)　規約の改正に関すること。
(4)　役員の承認及び解任に関すること。
(5)　その他、会長が特に必要と認めたもの
3　総会の議長は、会長がこれにあたる。
4　総会の議事は別に定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（名誉会長、顧問及び相談役）
第13条　会長は理事会にはかって、協会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。
2　名誉会長、顧問及び相談役は、協会の理事会、総会に出席し、意見を述べることができる。
（会費）
第14条　会費は次のとおりとする。
(1)　個人会員　　年額3,000円
(2)　家族会員　　年額5,000円
(3)　法人、団体会員　年額10,000円
2　退会したもの又は除名されたものの既納の会費は、返還しない。
（入会）
第15条　会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
（退会）
第16条　会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。
2　次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
(1)　会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散若しくは消滅したとき。
(2)　会費を引き続き２年以上納入しないとき。
（除名）
第17条　会員が、協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決により除名することができる。
2　前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を文書で通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。
（経費）
第18条　協会の経費は会費、寄付金及びその他をもってあてる。
（会計年度）
第19条　会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日をもって終わる。
（事務局）
第20条　協会の事務を行うため、藤枝市駅前二丁目１番５号に事務局をおく。
2　事務局に職員若干名をおき、会長がこれを任免する。職員の身分については、藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則に準ずる。
（その他の事項）
第21条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。
附　則
1　この規約は、昭和58年４月１日から施行する。
2　この規約施行後最初に開催される総会は、藤枝市姉妹都市提携準備委員会が招集する。
3　この規約は、昭和63年４月１日から施行する。
4　この規約は、平成３年４月１日から施行する。
5　この規約は、平成５年４月１日から施行する。
6　この規約は、平成９年４月１日から施行する。
7　この規約は、平成11年４月１日から施行する。
8　この規約は、平成12年４月１日から施行する。
9　この規約は、平成16年４月１日から施行する。
10　この規約は、平成19年４月１日から施行する。
11　この規約は、平成22年４月１日から施行する。
12　この規約は、平成25年４月１日から施行する。
13　この規約は、平成29年１月24日から施行する。
ただし、第14条第１項の規定は、平成29年４月１日から施行する。
14　この規約は、令和２年４月１日から施行する。
15　この規約は、令和３年４月１日から施行する。

第4号議案

令和6年度　事業計画（案）

■交換学生交流事業

1．オーストラリア・ペンリス市（高校生）

・藤枝市学生派遣	8月中旬～ 8月下旬	計画・調整中
・ペンリス市学生受け入れ	9月下旬～10月上旬	計画・調整中

2．韓国・楊州市(高校生)

・藤枝市学生派遣	調整中
・楊州市学生の受け入れ	調整中

■藤枝市・ペンリス市姉妹都市交流事業

1．姉妹都市提携40周年記念　・・・・・・・・・・　11/2(土)　ホテルオーレ藤枝

■語学講座

【　英会話　】

初級	金曜日	19:00～20:30	4月19日開講	(全20回)
中級	金曜日	10:00～11:30	4月19日開講	(全20回)
上級	金曜日	10:00～11:30	4月19日開講	(全20回)

【　韓国語　】

入門	第2.4木曜日	19:00～20:30	4月25日開講	(全20回)
中級	第1.3.5木曜日	19:00～20:30	4月18日開講	(全20回)

■国際化啓発事業

1．国際交流セミナー・世界の国と文化を知ろう「世界の国の生活・習慣・料理講座等」
2．外国人留学生（静岡産業大学）ホームビジット
3．ライス大学学生との交流

■広報事業

1．FIFS NEWSの発行
2．ホームページの運営
3．Facebookの運営
4．ライン公式アカウントの運営

様式第１－２号

整理番号	5－7

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	令和６年度会費　ＮＰＯ法人精神保健福祉　藤枝心愛会		
年　月　日	令和６年５月15日～令和　年　月　日	金　額	4,000　円

会の趣旨・目　的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

≪領収書貼付枠≫

領　収　書

佐野愛子　様

金4,000.円也

但し　令和 6 年度　藤枝心愛会　会費

令和 6 年 5 月 15 日　NPO法人　精神保健福祉　藤枝心愛会

理事長　　小野　清子

※ 添付書類：~~団体の会則~~・事業概要・その他（　総会資料　事業報告含む　）

補記：会計年度は４月～３月である

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,000　円	／ 100　％	4,000　円

令和６年４月 吉日

静岡県議会議員
佐野愛子 様

NPO 法人　精神保健福祉藤枝心愛会
理事長　小野清子

令和６年度 NPO 法人藤枝心愛会総会開催のご案内

陽春の候、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当藤枝心愛会に対しましてご支援とご指導を賜りますこと心よりお礼申し上げます。

さて、令和６年度の NPO 法人精神保健福祉藤枝心愛会総会（58 回）を心愛後援会と同日に開催致します。

前年度事業の検証と今年度事業の進展を図りたいと存じます。

つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、ご臨席くださいますようご案内申しあげます。

— 記 —

日　時：　令和６年５月 15 日（水）　午後 13 時 30 分～16 時 00 分

会　場：　藤枝市青島北地区交流センター（藤枝市南新屋 14-1）

日　程：　藤枝心愛会総会：　13 時 30 分～14 時 20 分
心愛後援会総会：　14 時 20 分～14 時 40 分
講演・質疑　　：　14 時 40 分～16 時 00 分

仮題「統合失調症の回復期の問題について」
会員家族や地域に、ひきこもりの様な状態が何年も続く者がおり、本人も家族も苦悩しています。
講師　静岡県精神保健福祉センター主査
猪又準圧　氏

5/9 出ハガキ

令和６年度

特定非営利活動法人 精神保健福祉

藤枝心愛会 総会

(第 58 回)

日 時 令和6年(2024) 5月 15 日(水)

午後 1:00 受付
午後 1:30 開会

会 場 青島北地区交流センター

藤枝市南新屋 14-1
TEL 054-645-2300

第1号議案

令和5年度 事業報告

1. 精神障害者やその家族の心の支えである事を活動の基本とし、「リカバリー」と言う考え方を大切にして、会員の「支えあい・学び合い」を進めた。
   (1)「相談活動」「懇談事業」「家族による家族学習会」を行い、会員・地域家族などに"安心の場・話せる場・学びの場"を提供した。
   (2)"困っている障害者や家族"への訪問や当事者との交流は難しく課題が残った。
   (3)会員や地域の方々に精神保健福祉への理解を進めるため、「藤枝心愛会だより」「しんあい交信」を発行し、情報提供した。
   (4)「懇談事業」「広報活動」などにより、「訪問看護」について情報を提供した。
   (5)福祉事業として心愛フェスタ、新茶、素麺の販売、資源回収事業等を積極的に行った。

2. 社会活動(対外的な活動)
   遅れている「地域医療、保健福祉の拡充」「精神障害者への地域の理解」に努めた。
   (1) 昨年度に続き「医療・生活問題」について藤枝市へ要望し意見交換をした。また訪問支援等について話し合いを進めた。
   (2) 「広報活動の充実」「関係団体との連携」などにより、精神障害者への地域の理解を進めた。

3. 関係団体との連携と交流
   (1)社会福祉法人心愛志太の事業に協力した。
   (2)静岡県精神保健福祉会連合会、焼津・藤枝2市心愛連絡会、地域4家族会や他の福祉団体との連携を図った。

4. 組織の強化
   ○会員数の増加は進まなかった。
   ○収入の増加と支出の効率化を進めた。
   ○組織、運営検討会を行った。

様式第１－１号

整理番号	5－8

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内　　容	事務所電気料（令和６年５月分）		
年　月　日	令和６年５月15日～令和　　年　　月　　日	金　　額	5,831　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

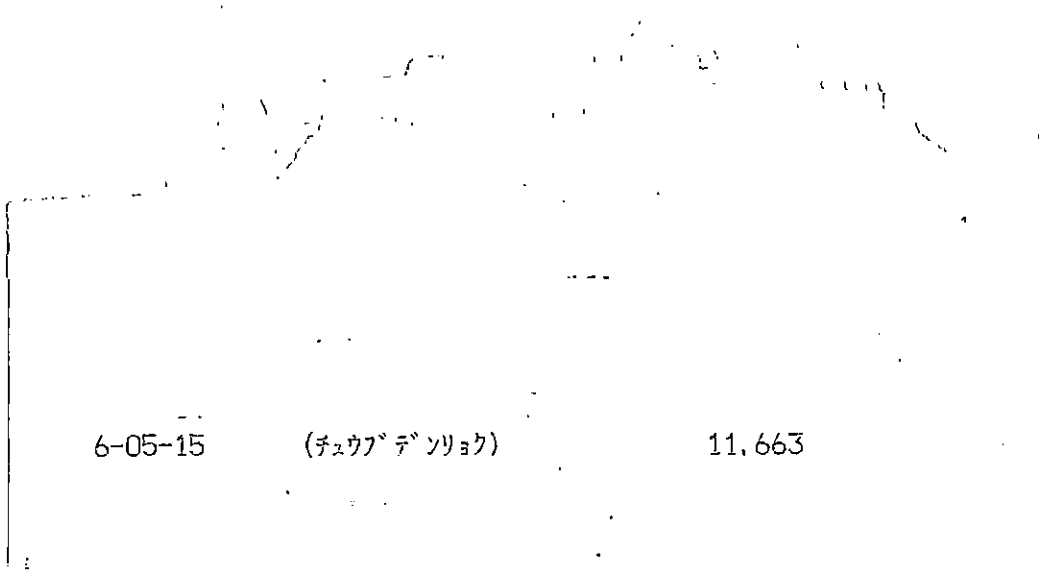

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	11,663　円	1／2 %	5,831　円

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

令和　6年　5月16日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和　6年　5月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

■振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和　6年　5月15日	11,663円	1,060円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は担当窓口までご連絡ください。	

■領収金額の内訳

お客さま番号 / おなまえ	日程	契約種別 / 容量	ご使用量 kWh/m3	領収金額 円 / 消費税等相当額（再掲） 円	（金額再掲）精算額等 円 / 再エネ発電促進賦課金 円	初回引落割引額 円 銭 / 燃料費調整額 円 銭	記事
[redacted]		おとくプラン		7160		-55.00	
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		60 A	203	651	708	8.12	
[redacted]		ビジとくプラン		4503			
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		3 kW	57	409	198	2.28	

◎ごあんない　お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
◎おことわり　領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社
作成地 名古屋市東区東新町

様式第１－１号

理番号	5－9

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	2024年度定期総会会費（静岡県サッカー協会）		
年　月　日	令和6年5月18日～令和　　年　　月　　日	金　　額	5,000　円

目　的	2024年度総会出席及び交流会での意見交換・情報聴取
使　途	会費
政務活動・県政との関連性	静岡県サッカー協会の現状を提案に役立てる

≪領収書貼付枠≫

飲食が伴うため上限額を充当する

総会資料（会規約含む）を添付する

支払者：佐野愛子

但し書：会費として

No.

領　収　証

令和 6 年 5 月 18 日

様

金額　¥7000

但

上記正に領収いたしました

収入印紙

〒426-0041　静岡県藤枝市高柳１丁目18-23

一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部

一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部印

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,000　円	／ 100%	5,000　円

4/12 ハがキ

出

2024年4月吉日

一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部
会　　長　　井林　辰憲
理 事 長　　水田　伸一

一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部顧問就任のお願い並びに 2024年度総会並びにパーティーの開催について(ご案内)

陽春の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、日頃当支部の事業並びにサッカーの振興・発展のために、格別なご理解とご支援を賜り誠に有り難うございます。

本年度の当支部事業のさらなる発展を目指し、貴殿に顧　問 に就任願いたく、宜しくお願い申し上げます。

尚、下記日程にて2024年度定期総会を予定しましたので、ご案内させて頂きます。

本年度も、支部内のサッカー関係者の交流をはかり、協会のさらなる発展を目的に、総会終了後「中西部サッカー協会パーティー」を予定しております。ぜひ多くに方々にご出席いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 日　時　　2024年5月18日（土）
　　定期総会　　１７：００～（受付 １６：３０～）
　　パーティー　１８：００～
2. 会　場　　宮美殿　　静岡県島田市大井町2316番地(☎0120-38-1417)

3. 会　費　¥7，０００

4. その他　出欠席を 5月10日まで にお知らせ下さい。 同封のはがきにてお願いします。

5. プライバシーポリシーに関して
　顧問就任のご承諾をいただきました際には、支部総会資料(要覧)に役職・お名前のみを掲載させていただきます。

※ パーティ当日は受付が大変混雑するため、事前の郵便振込みでお願い致します。お振込みの際の手数料は、協会が負担致します。名前を必ず御記入の上お振込みお願いします。

<お振込み先>　静岡銀行　藤枝支店（164）普通口座　1212474

口座名義　静岡県サッカー協会中西部支部　会計[redacted]

<担当者>一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部庶務

勤務先[redacted]

携　帯[redacted]

一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部

2024年度重点目標

1　全国大会の開催・運営

全日本女子サッカー大会・皇后杯
藤枝総合運動公園サッカー場他

2　普及・強化

当地区においては低年齢層から高齢者まで幅広くサッカーが普及しております。JFAの47ＦＡ交付金を活用し、当地区チームが県大会での上位進出、ならびに全国大会に出場し上位進出できるようにサポートして行きます。また、地域住民の関心を高め生涯スポーツとしてサッカーの普及に取り組みます。

3　指導者のレベル向上

サッカーの技術の向上とともに、日常生活のルールとマナーを守る選手を育てられる指導者づくりを目指します。

4　審判員の養成と技術の向上

サッカーのレベルアップのためには審判員の技術向上が不可欠です。
リスペクト精神を奨励し選手とともに試合を作り上げ、当地区のサッカーレベル向上のために良い審判員の養成を目指します。

5　ウェルフェアオフィサーの推進

リスペクト、フェアプレーの考え方やウェルフェアーオフィサーについての理解をし、暴力（言葉の暴力）の予防活動に努めます。指導者として役目を再認識し選手の能力や可能性を伸ばす環境づくりに取り組みます。試合会場におけるウェルフェアー、自チームにおけるクラブ・ウェルフェアーオフィサーを設置します。

様式第１－１号

整理番号	5-10

支 出 証 拠 書

5/28　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費		
内　　容	事務所電話通話料（令和６年５月請求分）		
年　月　日	令和６年５月28日～令和　　年　　月　　日	金　　額	3,314　円

目　的	―――――
使　途	―――――
政務活動・県政との関連性	―――――

≪領収書貼付枠≫
通帳記載欄に“ガス”と表示している理由及びひかり電話オプション利用料Ａ（Ｓ）の利用理由は令和６年４月の証拠書を参照のこと（4月4-7）

6-05-28　　ガス　　6,628

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で使用のため	6,628　円	1／2 %	3,314　円

No. 10660
発行日 2024年05月20日
登録事業者番号 T3080101016348

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

[redacted]

ふじのくに県民クラブ藤枝
佐野愛子事務所 御中

（株）ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク

〒410-0053
沼津市寿町8-28

メディアプラザ

TEL 0120-696-942 FAX 055-922-5694

請　求　書

お客様コード	ご請求日	ご請求金額(税込)
[redacted]	2024年05月28日	¥6,628

■ケーブルテレビ利用料（インボイス対象の請求になります。）

内　訳	数量	金額(税込)	税率	ご利用期間	登録事業者番号
ひかりdeネットベーシック(マンションF4)300M	1	¥4,547	10%	2024/05/01～2024/05/31	
継続割引	1	¥-330	10%	2024/05/01～2024/05/31	
やくそく割引(F4)	1	¥-367	10%	2024/05/01～2024/05/31	
ひかりdeトーク(S)0546890197	1	¥550	10%	2024/04/01～2024/04/30	
ひかり電話通話料(S)0546890197	1	¥1,235	10%	2024/04/01～2024/04/30	
ユニバーサルサービス料(S)0546890197	1	¥2	10%	2024/04/01～2024/04/30	
ひかり電話オプション利用料A(S)0546890197	1	¥990	10%	2024/04/01～2024/04/30	
電話リレーサービス料(S)0546890197	1	¥1	10%	2024/04/01～2024/04/30	
以下余白					
10%対象税込み		¥6,628	内消費税(10%)¥602		
非課税・不課税計		¥0	内消費税(0%)¥0		
小計		¥6,628			

■その他利用料（不課税等。インボイス対象の請求ではありません。）

内　訳	数量	金額(税込)	ご利用期間
以下余白			
小計		¥0	

お引落し元　郵便局
　引落日が金融機関の休日の場合、翌営業日に引落しを行います。

その他利用料に該当する商品につきまして、弊社では適格請求書の発行を行っておりません。
大変お手数をお掛け致しますが、提供元へのご確認をお願い致します。
提供元への確認方法等は https://www.thn.ne.jp/support/ に記載しておりますのでご確認ください。

様式第１－４号

整理番号	5― 11

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5月分 】 5/31 （会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野 愛子 ）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C＝B－A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

（経費項目別充当額）

経費項目	走行距離（km）	積 算 方 法 ※	充当額（円）
事 務 費	753	18円× 753km／ km	13,554

※単価による充当方式 ：単価（円）×走行距離（km）
※領収書による充当方式
・積上げ方式 ：領収書金額（円）×走行距離（km）／総走行距離（上記C）（km）
・充当限度割合による案分：領収書金額（円）×充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 佐野 愛子

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,554円	／ 100%	13,554円

2024年5月

月　日	内　　容	行　　程	走行距離(km)
5月1日	藤枝市身体障碍者意見交換等	自宅ー生涯センター	20
6	事務整理	自宅ー青木	18
7	議員総会、FM島田県政報告	自宅ー県庁、島田	87
8	近鉄視察、島田教職員意見交換	自宅ー藤枝駅、島田	50
11	藤枝市国際友好協会意見交換	自宅ー文化センター	22
12	空手松濤会視察、意見交換	自宅ー静岡市北部体育館	65
14	重症心身障碍者意見交換	自宅ー生涯学習センター	20
15	心愛会意見交換焼津地区教員意見交換	自宅ー生涯センター、ミュージコ	49
16	女性教職員意見交換	自宅ー田沼、岡部	37
18	中西部サッカー協会意見交換	自宅ー島田	37
19	静岡県ボランティア協会意見交換	自宅ー社会福祉会館	58
22	教職員藤枝地区意見交換FM島田県政報告	自宅ー本郷島田	40
24	岡部町商工会意見交換	県庁ー岡部センター	37
26	藤枝市文化鑑賞意見交換	自宅ー市民会館	20
27	会派議員総会　事務処理	自宅ー県庁	57
28	静岡県教職員情報交換	自宅ー労政会館	56
29	県庁事務整理	自宅ー県庁	57
31	藤枝市スポーツ協会意見交換	自宅ー青木	23
		合　　計	753

13,554

様式第１－１号

整理番号	5－12

支 出 証 拠 書

5/31

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・(人件費)		
内　　容	事務員雇用（令和６年５月分）		
年　月　日	令和６年５月１日～令和６年５月31日	金　　額	53,199　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和６　年　５　月分

氏　名 [redacted]

給　与	通勤手当		控　除　額			差引支給額
47H ¥1,200/h	日数 11 日 ¥350/日	支給額合計	所得税	雇　用 保険料	控除額 合　計	
円	円	円	円	円	円	円
56,400	3,850	60,250			0	60,250

受領印	[redacted]
受領日	5月31日

60,250円 × 41.5/47h = 53,199円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会業務も含まれているため稼働時間で案分	60,250　円	41.5/47 %	53,199　円

会派様式第5号

雇 用 実 績 表

5 月 分	氏　　名	[redacted]

日	曜日	雇　用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	4	3.5	月初打ち合わせ、スケジュール確認
8	水	4	3.5	資料作成
9	木	5.5	5	資料作成、各種資料整理ファイリング、電話対応
10	金	4.5	4	資料作成、電話対応、来客対応
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	4.5	4	当月案内文書確認、スケジュール確認
15	水			
16	木			
17	金	4.5	4	資料作成
18	土			
19	日			
20	月	3	2.5	各種資料整理ファイリング
21	火	5	4.5	過去資料等保存作業
22	水			
23	木			
24	金	4	3.5	過去資料等保存作業、来客対応
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	4	3.5	資料作成
29	水			
30	木			
31	金	4	3.5	次月スケジュール確認、
計		(A)　47	(B)　41.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 6 年 5 月 31 日

会派・議員名　ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[　時間　分]×単価[　円]＝　円

②総支給額[56,400 円]×41.5(B)／47(A)＝ 49,800 円

様式第１－１号

整理番号	5－13

支　出　証　拠　書

5/31　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費（○）		
内　　容	事務員雇用（令和６年５月分）		
年　月　日	令和６年５月１日～令和６年５月31日	金　　額	63,000　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和６　年　５　月分

氏　名 [redacted]

給　与 49H ¥1,200/h	通勤手当 日数12日 ¥350／日	支給額合計	控除額 所得税	控除額 雇用保険料	控除額 控除額合計	差引支給額
円 58,800	円 4,200	円 63,000	円	円	円 0	円 63,000
					受領印 受領日	[redacted] 5月31日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	63,000　円	/ 100%	63,000　円

様式第１－１号

整理番号	5－14

支 出 証 拠 書

5/31　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費（人件費）		
内　　容	事務員雇用（令和６年５月分）		
年　月　日	令和６年５月１日～令和６年５月31日	金　　額	34,000　円

目　的	―――――
使　途	―――――
政務活動・県政との関連性	―――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和６年５月分

氏　名 [redacted]

給　与	通勤手当		控　除　額			
34H ¥1,000/h	日数　日 ¥　/日	支給額合計	所得税	雇用保険料	控除額合計	差引支給額
円 34,000	円	円 34,000	円	円	円 0	円 34,000
					受領印	[redacted]
					受領日	5月31日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	34,000　円	/ 100%	34,000　円

様式第１－１号

整理番号	5－15

支出証拠書

6/11　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	FMしまだコーナー料		
年　月　日	令和６年６月11日～令和　　年　　月　　日	金　　額	49,720　円

目　的	定期的に県政、地域情報を報告する
使　途	令和６年５月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・県政との関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
06-06-11	23003	通帳送金
記　号	番　号	
＊＊＊＊＊	[redacted]	
取扱番号	お取引金額	
N108	＊49,500	
[redacted]	残　高	
	[redacted]	

島田掛川信用金庫
島田本店営業部
普通　　916955
カ）エフエムシマダ

送金料金　　＊220円
振込予定日 06-06-11

サノ　アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	49,720円	／ 100%	49,720円

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御請求書

2024年5月31日
No. [redacted]

佐野　愛子　様

株式会社　FM島田
代表取締役社長　飯塚　誉之
〒 427-0042
島田市中央町5番の1　プラザおおるり3F
TEL:0547-34-1765　FAX:0547-34-5700
登録番号;T4080001014459

2024年5月度
期間　2024/05/01～2024/05/31

ご請求額　　¥49,500

上記の通りご請求申し上げます。
来月末迄にお振込みをお願い致します。
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

〈お振込み先〉
島田掛川信用金庫　島田本店営業部
普通　０９１６９５５
株式会社　ＦＭ島田

費　　目	請求金額	備　　考
コーナー料	45,000	
小　　計	45,000	
消費税等　(10.0%)	4,500	
合　　計	¥49,500	

[redacted]

整理番号	5－16

支 出 証 拠 書

6/27

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	携帯電話料及びモバイル通信料（令和６年５月請求分）		
年　月　日	令和６年３月21日～令和６年４月20日	金　　額	5,044　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

除外するものは下記の通り

①　iPhone セキュリティパックプラス　600 円（税別）

②　あんしん保証パック　1,164 円（税別）

③　付属品　分割支払金／賦払金　402 円（税込）

除外額の計算

（①600 円+②1,164 円）×1.1+③402 円＝2,342 円

請求額 12,430 円－除外額 2,342 円＝対象額 10,088 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で1/2ずつを案分	10,088　円	1／2 %	5,044　円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

07月05日 14時14分時点

照会条件を変更する

（全3件） 並べ替え： 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
002	2024年06月27日分	出金	82,308円			ﾍﾟｲﾍﾟｲｶｰﾄﾞ
		出金				

07月05日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード （CSVファイルでダウンロード）

トップページへ

ご利用代金請求明細書

佐野　愛子　様

PayPayカード株式会社
本社：京京都千代田区紀尾井町1番3号
コンタクトセンター：福岡市博多区博多駅前四丁目21番26号

ご請求金額	
ご利用カード	
お支払い日	2024/6/27
お支払い口座	
請求確定日	2024/6/20
お支払い方法	口座振替
ご請求金額	82,308円

※ お支払い日の前日までにお支払い口座へご入金ください。
※ 金融機関での手続きの進捗状況により、上記口座からお引き落しができない場合があります。
※ 請求金額の確定前にキャンセルされたり、お支払いいただくことにより、請求金額が0円となった方にも、ご利用内容をご確認いただくために表示しております。

回数指定払い

利用日 / キャンセル日	利用店名・商品名	利用者※1	支払い区分※2	利用金額	手数料	支払総額	当月支払金額	翌月以降繰越残高	調整額
2024/4/20	ソフトバンクM	本人*	1回	12,430円	0円	12,430円	12,430円	0円	0円
					回数指定払い小計		82,308円		

※ 利用店名に(再計算)の記載がある場合、ご利用金額の一部がキャンセルされ、キャンセル分がマイナスされた明細となります。
※「ヤフージャパン」と表示されている明細は、Yahoo! JAPANが提供する有料サービスの請求です。
※1「＊」表示のある明細は、当月新規売上のご利用分です。
※2 お支払い方法に加え、支払回数も併せて表示しております。表示内容については以下をご覧ください。

・1回：1回払い(ボーナス1回払い含む)
・均等：均等分割払い
・リボ：リボ払い
・ボ2回：ボーナス2回払い
・ボ併用：ボーナス併用払い
・一括＋a～d：売上処理時点でご指定された支払い方法の枠を超過したご利用分
・一括＋e・f：弊社会員規約に基づき、支払回数が変更になったご利用分
・1回w：売上処理時点で割賦枠を超えたため、翌月1回払いとなったご利用分
※ まるごとフラットリボサービス登録中であっても翌月1回払いになります。
※ 請求以外のご入金があった場合、分割払いやボーナス払いに充当されたものは、本来の請求月に調整額として表示いたします。それまでは翌月繰越残高には反映いたしません。
※ 分割支払金は、支払総額を支払回数で割った金額となります。ただし、分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入しています。

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

請求先名 ： 佐野 愛子 様

発行日 2024年 5月 1日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号：[redacted]
Billing number

請求月 ： 2024年4月分(2024年3月21日～2024年4月20日ご利用分)
Month of Issue

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	＊＊ご契約期間 1年 0ヶ月 ＊＊		
	基本料 基本プラン（データ）［3月21日～ 4月20日］	980	10%
	定額料 データプラン3GB（データ通信）	300	10%
	通信料 4GLTE/5Gモバイルデータ通信@0円 11242951Pkt	0	10%
	（通信量合計 11242951Pkt ［1.35GB］）		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	割引 5年おトク割（データ通信）	-380	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
[redacted]	計	902	
	端末代 分割支払金/賦払金	2,175	対象外
	計	2,175	
[redacted]	＊＊ご契約期間 2年 9ヶ月 ＊＊		
	基本料 基本プラン（音声）［3月21日～ 4月20日］	980	10%
	通話料 基本プラン（音声）	25,840	10%
	割引 家族割引（780円 × 100%）	-780	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-25,060	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分（SMS）	-3	10%
	定額料 データプラン3GB	1,500	10%
	割引 小容量割	-1,300	10%
	通信料 S!メール（MMS）@0円 10482Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 200905Pkt	0	10%
	通信料 データ通信（4G LTE/5G）@0円 26684352Pkt	0	10%
	（通信量合計 26895739Pkt ［3.21GB］）		
	通信料 メール（SMS）	3	10%
	通信料 メール（SMS）（YM/他社宛）	60	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	月額料 テザリングオプション	500	10%
除外 ②	月額料 iPhone セキュリティパックプラス	600	10%
〃 ③	付属品 分割支払金/賦払金	402	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
[redacted]	計	4,544	
除外 ①	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	1,164	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	3,025	対象外
	計	4,189	
	小計	11,810	
	課税対象額 計	6,208	
	課税対象10%	6,208	
	消費税等 計	620	
	消費税等10%	620	
	課税対象外 計	5,602	
	ご請求金額	12,430	●

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/ （ 1/ 1頁）
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。